

○新旧対照表

(_____ は変更箇所)

新	旧
災害支援ナース活動要領 令和6年4月1日 <u>令和7年12月23日（一部改正）</u> 1. 総則 (1) ・ (2) (略) (3) 運用の基本方針 ① (略) ② 厚生労働省医政局は、研修・<u>訓練</u>の企画・実施及び災害支援ナースの登録・管理、都道府県外派遣調整<u>等</u>に係る業務を実施する。 なお、厚生労働省医政局は、これらの業務を日本看護協会に委託することができる。 ③ ・ ④ (略) ⑤ 都道府県は、大規模自然災害の発生時に、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の<u>強化</u>について」（令和7年3月31日付け科発0331第10号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知）に基づき設置される保健医療福祉調整本部において、管内等で活動するすべての災害支援ナースを指揮し、統括する。	災害支援ナース活動要領 令和6年4月1日 1. 総則 (1) ・ (2) (略) (3) 運用の基本方針 ① (略) ② 厚生労働省医政局は、研修の企画・実施及び災害支援ナースの登録・管理、都道府県外派遣調整に係る業務を実施する。 なお、厚生労働省医政局は、これらの業務を日本看護協会に委託することができる。 ③ ・ ④ (略) ⑤ 都道府県は、大規模自然災害の発生時に、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の<u>整備</u>について」（令和4年7月22日付け科発0722第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知）に基づき設置される保健医療福祉調整本部において、管内等で活動するすべての災害支援ナースを指揮し、統括する。

また、都道府県看護協会は、都道府県において、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置された場合には、原則としてこれらに参画する。

(4) (略)

2. 災害支援ナースの登録等

(1) ・ (2) (略)

(3) 災害支援ナースのリスト整備

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者の情報を広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」）に連携・登録するとともに、EMISにおいて登録された災害支援ナースのリストを整備・管理する。

また、都道府県は、EMISに登録された災害支援ナースのリストを必要に応じて閲覧することができる。

(4) 削除

3. 平時における対応

(1) 協定の締結

都道府県は、所属施設と災害支援ナースの派遣に関する協定書を締結する。また、都道府県は、協定書を締結した施設のリストを整備し、厚生労働省医政局に登録する。登録の変更があった際は、都度申

また、都道府県看護協会は、都道府県において、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置された場合には、原則としてこれらに参画する。

(4) (略)

2. 災害支援ナースの登録等

(1) ・ (2) (略)

(3) 災害支援ナースのリスト整備

厚生労働省医政局は都道府県の求めに応じて、災害支援ナースのリストを提供する。

(4) 協定締結施設・派遣可能な災害支援ナースのリストの整備

都道府県は、都道府県と協定を締結した所属施設（以下「協定締結施設」という。）のリスト及び協定締結施設に所属し、災害等発生時に派遣可能な災害支援ナースのリストを整備する。

3. 平時における対応

(1) 協定の締結

都道府県は、所属施設と災害支援ナースの派遣に関する協定書を締結する。

なお、所属する施設がない災害支援ナースを派遣する場合には、地

請する。

厚生労働省医政局は、登録されたリストを基に、EMISに登録されている所属施設等の情報を必要に応じて更新する。

なお、所属する施設がない災害支援ナースを派遣する場合には、地域の実情に応じて、都道府県が災害支援ナースを直接雇用すること又は都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結することにより、派遣を行うことができる。

(2) (略)

(3) 災害支援ナース派遣体制の整備

所属施設は、協定の内容に基づき、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に、平時から努めることとし、自施設のEMIS登録・変更に必要な情報等を都道府県へ報告する。

(4) 災害支援ナース養成研修等の実施

① 災害支援ナース養成研修等の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修、企画・指導者研修等を実施し、研修修了者のリストを整備・管理する。

また、都道府県看護協会は、災害支援ナース養成研修における集合研修を実施し、研修修了者に係る情報を都道府県及び厚生労働省医政局に提供する。

② (略)

③ 災害支援ナースの登録更新

厚生労働省医政局は、災害支援ナースの登録更新を5年ごとに行う。ただし、年度途中で災害支援ナースとして登録された場合

域の実情に応じて、都道府県が災害支援ナースを直接雇用すること又は都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結することにより、派遣を行うことができる。

(2) (略)

(3) 災害支援ナース派遣体制の整備

所属施設は、協定の内容に基づき、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に、平時から努めることとする。

(4) 災害支援ナース養成研修の実施

① 災害支援ナース養成研修等の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修、企画・指導者研修を実施し、研修修了者のリストを整備・管理する。

また、都道府県看護協会は、災害支援ナース養成研修における集合研修を実施し、研修修了者に係る情報を都道府県及び厚生労働省医政局に提供する。

② (略)

③ 災害支援ナースの登録更新

厚生労働省医政局は、災害支援ナースの登録更新を5年ごとに行う。ただし、年度途中で災害支援ナースとして登録された場合

は、登録された当該年度及びその後4年間を、災害支援ナースとしての登録有効期間とする。

災害支援ナースは、登録有効期間において、更新を目的として厚生労働省医政局が実施する研修に1回以上参加する。登録有効期間内に当該研修に参加しなかった場合は、更新されないものとする。

災害支援ナースは、登録内容に変更が生じた時点で、EMIS上の情報を更新する。

④ (略)

⑤ (略)

は、登録された当該年度及びその後4年間を、災害支援ナースとしての登録有効期間とする。

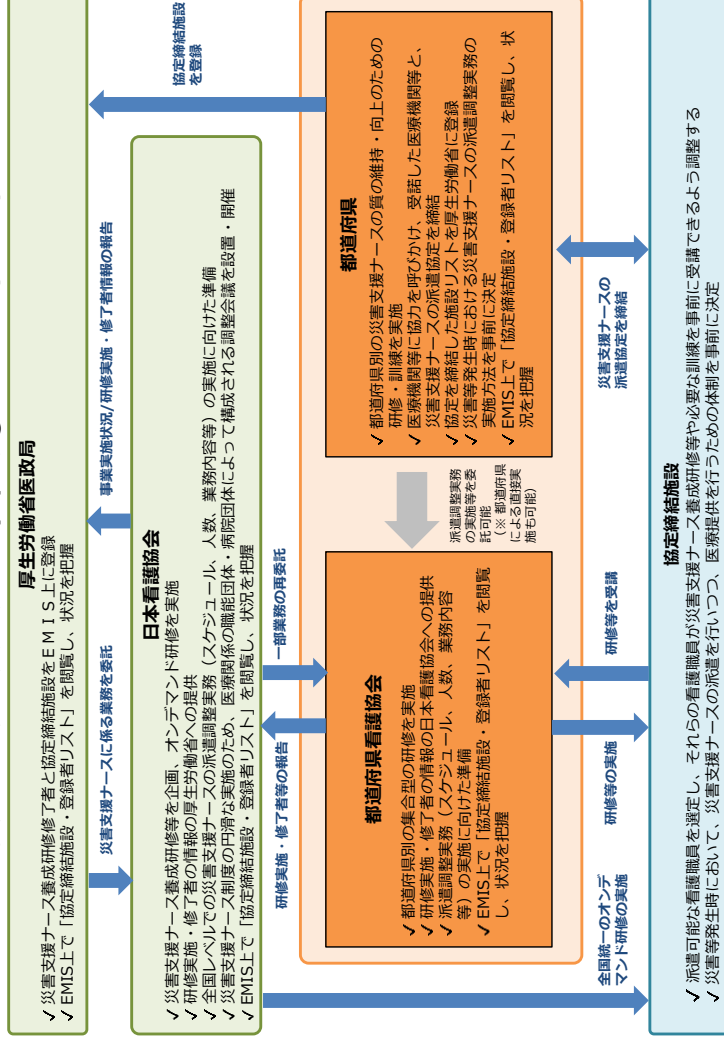
災害支援ナースは、登録有効期間において、更新を目的として厚生労働省医政局が実施する研修に1回以上参加する。登録有効期間内に当該研修に参加しなかった場合は、更新されないものとする。

災害支援ナースは、所属施設など、登録内容に変更があった場合は、所属施設から都道府県を通じて、厚生労働省医政局に届け出る。また、所属施設がない場合は、本人から都道府県を通じて厚生労働省医政局に届け出る。

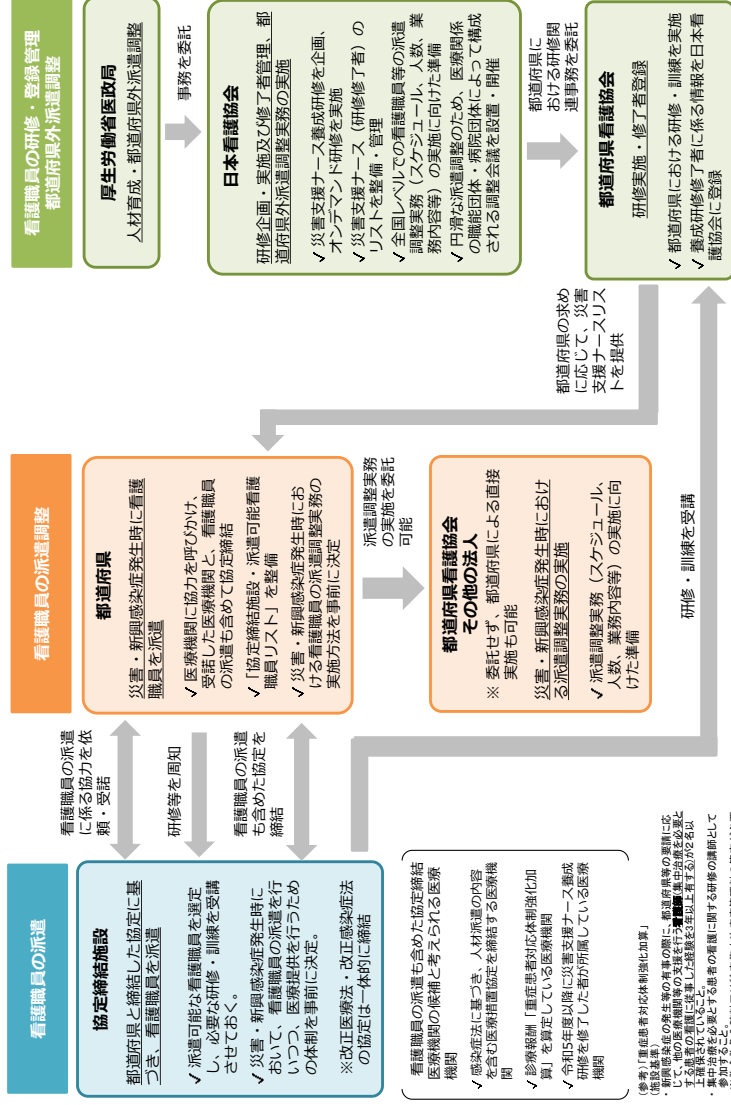
④ (略)

⑤ (略)

災害支援ナースの派遣の仕組み①：平時の体制整備



災害支援ナースの派遣の仕組み①：平時の体制整備



4. 災害等発生時の対応

(1) 情報収集と共有

都道府県は、大規模自然災害が発生した又は新興感染症が発生・まん延した場合、被災地域の災害の概況、被災都道府県内における災害支援ナース派遣状況、看護支援ニーズ・支援要請の有無等（以下「被災状況等」という。）を収集し、厚生労働省医政局に報告する。

日本看護協会は危機対策本部を設置し、あらゆる媒体を活用した情報収集を行う。また、都道府県看護協会から報告された被災状況等について情報を集約し、厚生労働省医政局に報告する。

災害支援ナースを派遣した協定締結施設または災害支援ナースは、派遣に関する状況や被災地の活動状況を、EMISに入力する。さらに、災害支援ナースの活動状況に応じて適宜EMISの入力情報を更新する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

(2) ① （略）

② 都道府県外派遣の場合

イ 被災都道府県は、都道府県内派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの数が不足すると判断した場合は、他の都道府県に災害支援ナースの派遣を要請することができる。都道府県間での調整が整わないときは、被災都道府県は厚生労働省医政局に対して派遣調整を要請することができる。この場合、厚生労働省医政局は、都道府県外派遣調整に係る総合調整を行う。厚生労働省医政局から連絡を受けた日本看護協会は、災害支援ナースの活動内容、活動場所、派遣スケジュー

4. 災害等発生時の対応

(1) 情報収集と共有

都道府県は、大規模自然災害が発生した又は新興感染症が発生・まん延した場合、被災地域の災害の概況、被災都道府県内における災害支援ナース派遣状況、看護支援ニーズ・支援要請の有無等（以下「被災状況等」という。）を収集し、厚生労働省医政局に報告する。

日本看護協会は危機対策本部を設置し、あらゆる媒体を活用した情報収集を行う。また、都道府県看護協会から報告された被災状況等について情報を集約し、厚生労働省医政局に報告する。

災害支援ナースを派遣した協定締結施設は、派遣に関する状況を、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）に入力する。さらに、災害支援ナースの活動状況に応じて適宜EMISの入力情報を更新する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

(2) ① （略）

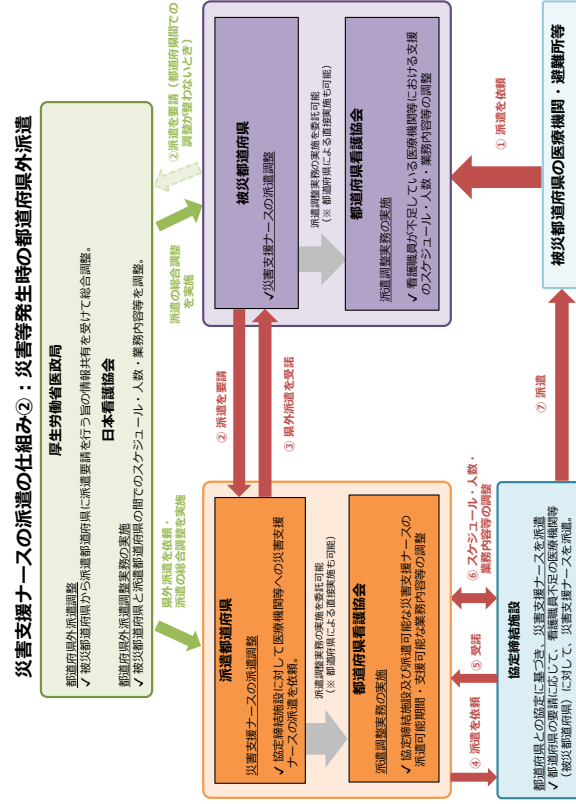
② 都道府県外派遣の場合

イ 被災都道府県は、都道府県内派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの数が不足すると判断した場合は、他の都道府県に災害支援ナースの派遣を要請することができる。（都道府県間での調整が整わないときは、被災都道府県は厚生労働省医政局に対して派遣調整を要請することができる。この場合、厚生労働省医政局は、災害支援ナースの活動内容、活動場所、派遣スケジュール等について、他の都道府県と調整し、決定する。）

ール等について、他の都道府県と調整し、決定する。

(3) (略)

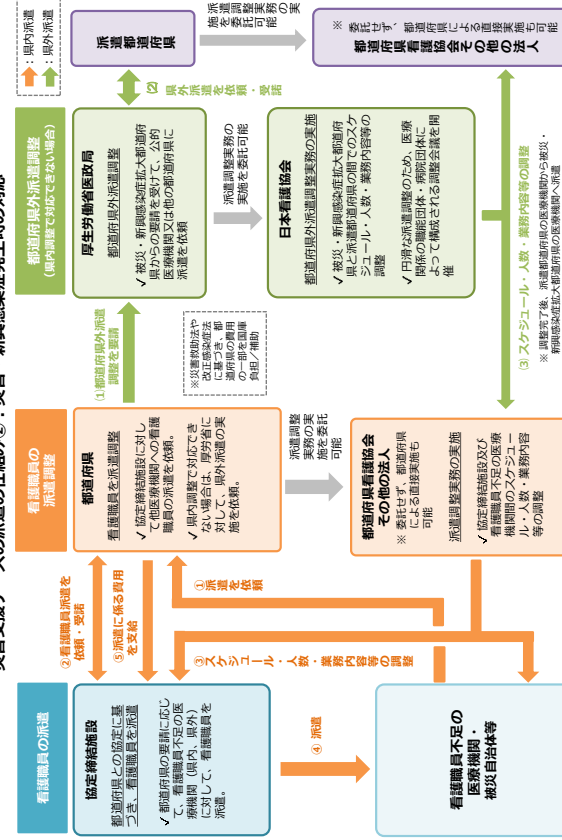
図2：災害支援ナース派遣の仕組み（災害等発生時の対応）



5. (略)

(3) (略)

図2：災害支援ナース派遣の仕組み（災害等発生時の対応）



5. (略)